様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2025年　2月　14日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）じょうほうぎじゅつかいはつかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 情報技術開発株式会社  （ふりがな）　みよし　いちろう  （法人の場合）代表者の氏名 　代表取締役社長　三好 一郎  住所　〒163-1332  東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  新宿アイランドタワー32階  法人番号　7011001106943  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | tdiグループDX戦略 | | 公表日 | 2022年　10月　3日  （2024年12月25日改訂） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社コーポレートサイト DXページ掲載「tdiグループDX戦略」資料  P2「トップメッセージ」  <https://www.tdi.co.jp/t-dx/>  <https://www.tdi.co.jp/pdf/solution/t-DX_strategy.pdf> | | 記載内容抜粋 | 私たちは、『情報技術で未来を創造』の企業理念に基づき、ITベンダーとしてこれまで以上に高品質なサービスのご提供を続けていくとともに、  「当社がフォーカスするソリューションのご提供によるお客様のDX推進支援」  「DXを実現するための社内の環境整備と技術活用および人材育成」  を果たすべき課題の柱と認識し、更なる取り組みを進めてまいります。  社外に向けたDX推進支援においては、お客様のDX推進に不可欠なパートナーとなるべく、技術力・サービス力・提案力・営業力の  向上を目指し、当社ならではのソリューションサービスメニューをDXの手段・目的に応じて提供し、サービス品質の向上に取り組んでまいります。  当社内のDX推進においては、経営環境・生活様式の変化に対応する、新たなワークスタイル確立のため、社内システムおよびシステム開発基盤の整備や、DXに係る人材育成を進めております。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2022年9月30日開催の取締役会にて原案承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | tdiグループDX戦略 | | 公表日 | 2022年　10月　3日  （2024年12月25日改訂） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社コーポレートサイト DXページ掲載「tdiグループDX戦略」資料  P5「社外向け「t-DX」の提供」  P6「社内向け「t-DX」の推進」  <https://www.tdi.co.jp/t-dx/>  <https://www.tdi.co.jp/pdf/solution/t-DX_strategy.pdf> | | 記載内容抜粋 | （「tdiグループDX戦略　社外向け「t-DX」の提供／社内向け「t-DX」の推進より抜粋）  “デジタル技術の活用による「顧客体験」の向上と「価値創造」の実現”をDXと定義し、社外のお客様に対する当社が注力するソリューションの提供、およびグループ社内における活用推進を2つの柱として、「t-DX（tdiグループならではのDX推進活動）」として取り組んでまいります。  【社外向け「t-DX」】  目的・手段別に整理した当社独自のソリューションメニューを組み合わせ、お客様の業種業態・ご状況に応じて“攻めのDX ” から“守りのDX ”まで幅広くご提供します。  ＜提供サービス：AI、クラウドネイティブアプリケーション、デジタルサイネージ、RPA、ローコード開発、ERP、UI＆UX、マイグレーション、スマート工場＆IoT、クラウド基盤、リモート運用、セキュリティ＞  【社内向け「t-DX」】  デジタル化による経営環境・生活様式の変化に対応する新たなワークスタイル確立のため、テレワーク導入、RPAによる業務自動化などを始めとした各種の社内DXに取り組んでおります。  ＜取り組み事例：  ・テレワークシステム全社導入  ・遠隔PC稼働率可視化システム導入  ・システム開発基盤および社内システム基盤のハイブリッド化（クラウド/オンプレミス）  ・デジタルサイネージの社内設置　（社内案内、システム障害情報の常時提供）  ・社内手続き案内のＡＩ化  ・業務RPA開発導入（費用登録・集計）  ・データWF化（経理処理、各種承認決裁）  ・管理システムERP導入（販売・購買・会計）  ・生成AI活用による社内業務効率化　＜新規＞  ・社内ナレッジの共有とＡＩ学習検索  ・デザイン思考の社内啓蒙  ・生成AI活用による開発品質向上＜新規＞  ・量子コンピュータ、Web3.0の研究  ・ビヨンド インダストリ4.0＞ | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2022年9月30日開催の取締役会にて原案承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 自社コーポレートサイト DXページ掲載「tdiグループDX戦略」資料内『「t-DX」推進体制』（7ページ）  <https://www.tdi.co.jp/t-dx/>  <https://www.tdi.co.jp/pdf/solution/t-DX_strategy.pdf> | | 記載内容抜粋 | 本社を中心に各社・各部署がそれぞれの役割（「環境整備」「社外向けDXのご提供」「社内向けDXの提供／活用」に基づき連携してDXを推進してまいります。  人材の育成については下記の事項に取り組んでまいります。  ・DX技術者の育成（ローコード開発／アジャイル開発、クラウドネイティブアプリケーション、量子コンピュータ、ブロックチェーン等）  ・DX推進担当者の育成 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 自社コーポレートサイト DXページ掲載「tdiグループDX戦略」資料内『「t-DX」推進に向けての環境整備』（8ページ）  <https://www.tdi.co.jp/t-dx/>  <https://www.tdi.co.jp/pdf/solution/t-DX_strategy.pdf> | | 記載内容抜粋 | 「インフラ」「セキュリティ」「コミュニケーション」「人材育成」の4項目に対して現状の課題を特定し、解決のための取り組みを実施いたします。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | tdiグループDX戦略 | | 公表日 | 2022年　10月　3日  （2024年12月25日改訂） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社コーポレートサイト DXページ掲載「tdiグループDX戦略」資料内『「t-DX」戦略達成指標』（9ページ）  <https://www.tdi.co.jp/t-dx/>  <https://www.tdi.co.jp/pdf/solution/t-DX_strategy.pdf> | | 記載内容抜粋 | t-DX関連ソリューション売上高、システム開発基盤の整備等、全5項目に対し、KPIを設定して達成に向けて取り組んでまいります。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年　10月　3日  （2024年12月25日改訂） | | 発信方法 | 自社コーポレートサイト DXページ掲載「tdiグループDX戦略」資料内で発信  <https://www.tdi.co.jp/t-dx/>  <https://www.tdi.co.jp/pdf/solution/t-DX_strategy.pdf> | | 発信内容 | 代表取締役社長によるトップメッセージ以下、下記内容を発信、定期的に更新してまいります。  ・トップメッセージ　tdiグループのDX推進について  抜粋：  tdiグループは、独立系IT企業として1968年の創業以来、ソフトウェア開発、システム運用、組み込みソフト開発、データセンター サービス等、多彩なサービスを提供してまいりました。  私たちは、『情報技術で未来を創造』の企業理念に基づき、ITベンダーとしてこれまで以上に高品質なサービスのご提供を続けていく とともに、 「当社がフォーカスするソリューションのご提供によるお客様のDX推進支援」 「DXを実現するための社内の環境整備と技術活用および人材育成」 を果たすべき課題の柱と認識し、更なる取り組みを進めてまいります。  これからも私たちは、お客様の業務を深く理解し、技術力の研鑽に励むことで、一層のサービス価値向上を図り、社会の発展やお客様 の経営課題の解決への更なる貢献を目指してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2019年　10月頃　～　2025年　1月頃 | | 実施内容 | 自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトより入力を実施しております  （最新の提出日：2025年1月31日） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2008年8月（ISO27001認定登録開始）から継続実施中 | | 実施内容 | ・情報セキュリティマネジメントを確立し、ISO27001およびプライバシーマークを取得、定期的に審査を受けております。  <https://www.tdi.co.jp/sustainability/information_security__iso27001>） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。